

7. (5) 変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続時における当行所定の基準によって算出した利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。3および4の(2)において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に、当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。この預金の利率変更の基準は、預入日から満期日まで変更しません。

ただし、この預金の利率変更の基準について別の定めをしたときはその定めによるものとします。

4. (利息)

(1) 変動金利定期預金の場合

① 変動金利定期預金（複利型）の場合

- A 変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。
- B この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 変動金利定期預金（複利型）以外の場合

- A 変動金利定期預金（複利型）以外の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- (A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。
- (B) 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときには、変更後の利率）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。
- B この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) 自動継続変動金利定期預金の場合
- ① 自動継続変動金利定期預金（複利型）の場合
- A 自動継続変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の(2)の利率。以下、変動金利定期預金の場合も含めてこれらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- B 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- ② 自動継続変動金利定期預金（複利型）以外の場合
- A 自動継続変動金利型定期預金（複利型）以外の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
- (A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、中間利払日数および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。

ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間払利息を、利息の一部として、各中間払日に指定口座へ入金します。

- (B) 中間払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金を組入れて継続します。

B 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第6条第5項によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型については6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、解約日までに経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を精算します。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

以上